

日本国環境省とモンゴル国自然環境・観光省の間の環境協力に関する協力覚書 (仮訳)

日本国環境省とモンゴル国自然環境・観光省(以後、個々を指す場合は「一方」、双方を指す場合は「両者」という。)は、
日本国とモンゴル国の既存の友好関係を強化することを望み、
持続可能な開発に向けた協力の推進における共通の関心を考慮し、
現在及び将来世代のための環境の保全及び改善の重要性に留意し、
効果的な環境の保護には、地球規模の協力及び調整の努力が必要であること、
そのような活動は、地域、国、地方レベルで実施されるべきであることを認識し、
協力の原則、すなわち公平性、団結、調和、成果管理、相互説明責任(これら全ては
援助効果向上に関するパリ宣言に位置づけられている)に留意し、
それぞれの国における法令に従い、
次の認識に達した。

第1項 目的

この協力覚書(以下「協力覚書」という。)の目的は、環境の保護及び改善従事における相互協力を強化し、促進し、発展させることである。

第2項 協力分野

本協力覚書に沿って、両者は次の通り、引き続き協力していくことを決定した。

1. 気候変動の緩和と適応
 - a) 気候変動影響評価の協力を強調した、モンゴル国家適応計画(NAPM)に関するイニシアチブの支援
 - b) 早期検出システムによる脆弱性とリスクの低減
 - c) 二国間クレジット制度(JCM)の実施支援及び「温室効果ガスインベントリのための能力育成を通じた持続可能な国家温室効果ガスインベントリシステムの確立プロジェクト」に関する経験の共有
 - d) JCMとその事務局の為の能力構築支援
2. 保護地域管理、及びエコツーリズム
3. 自然保全
 - a) 砂漠化対策
 - b) 動植物保全
4. 黄砂を含む大気汚染管理
5. コベネフィットの視点での取組

6. 相互の決定に基づく環境保護と改善に関する上記以外の分野

第3項 協力の形態

両者は、以下を含む適切な形態により、利用可能な資源の範囲内で、協力を奨励し促進する。

1. 対話及びパートナーシップの促進
2. 情報と専門知識の交換
3. フィージビリティスタディの実施
4. シンポジウム、セミナー、会議、会合、研修、及びワークショップの開催
5. その他の活動(相互決定に基づく)

第4項 実施

日本国環境省の国際協力・環境インフラ戦略室及びモンゴル国自然環境・観光省の気候変動・国際協力課がこの協力覚書の下での協力実施の調整の責任を負う。また、両者は、日モンゴル環境政策対話のような適切な機会において進展の状況及び協力の成果のレビューを行う。

第5項 知的財産権

この協力覚書の下での協力の実施により得られた知的財産については、両者の法令に従って使用されるものとする。

第6項 守秘義務

1. 両者は、この協力覚書による協力活動の実施期間において、相手方から受け取った、または、相手方に提出した文書、情報、その他のデータにおける守秘義務を遵守する。
2. 本項の規定は、両国の法令を侵害するものではない。
3. 両者は、この協力覚書の下で相手方から受け取った秘密事項を、相手方の書面による事前の同意を得ない限り、公開しないものとする。

第7項 問題の解決

この協力覚書の解釈または実施において発生した問題については、両者の間の協議または交渉を通じて友好的に解決されるものとする。

第8項 変更

この協力覚書は、両者の書面による合意により、いつでも見直し、または変更できるものとする。

第9項 開始、期間及び終了

1. この協力覚書に基づく協力は、署名の日から開始し、3年間継続し、両者の合意により延長できるものとする。いずれかの側が終了を希望した場合、実際の終了日の6ヶ月前までに外交ルートを通じて、書面による通告を行うものとする。
2. この協力覚書に基づく協力の終了は、この協力覚書終了日より前に決まり、継続中の活動やプロジェクトの実施には影響を及ぼさないものとする。

2018年 月 日にモンゴル語及び英語で2通に署名され、全ての文書が同一の価値を持つとする。解釈の相違がある場合は、英語の文書が優先される。